第４章　施策の展開と役割分担

１　豊かな人と心づくり

（１）福祉教育

現状と課題

○ 次代を担う子どもたちの福祉教育については、現状、系統化されておらず、各機関が独自に行っています。これまでは、こども園の園児による福祉施設訪問や、小学校の総合学習の機会などで高齢者との交流が行われていました。

○ 小学校･中学校における福祉教育については、平成30年度に小学校の依頼を受け、高齢者福祉をテーマに講義や施設見学、入居者との交流を行いました。今後は、教育委員会とも連携を図りながら、系統化された福祉教育プログラム作成を行い、積極的に実施の機会をもちます。

○ 高校生については、津別高校ボランティア局との連携のもと、社会福祉協議会事業のふれあい広場への協力やオホーツク圏ボランティアフォーラムへの高校生参加など行われていて、事業の継続と生徒全員対象の研修など取り組みを進めます。

○ ノーマライゼーションの普及啓発のため関係機関による実行委員会主催で行っている「ふれあい広場」について、ここ数年、参加人数の横ばい状態が続いていることから、実行委員会の意見も聞きながら、多くの町民がふれあいできる場が何なのか検討を進めていく必要があります。

みんなで行うこと

□ 福祉について関心をもとう。
□ ボランティア活動に参加してみよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
福祉教育の推進	・小学校、中学校での取り組みが進んでいない福祉教育について、教育委員会とも連携を図り、福祉教育プログラムを作成し、学校との協議を進めていきます。また、小中学生向けの認知症サポーター養成講座の取り組みも進めていきます。	検討	実施			

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
福祉教育の推進	・町が窓口となる小中学校の福祉教育推進のため、プログラム作成や講師派遣の協力など福祉教育の推進を図ります。また、認知症サポーター養成講座を開くなど福祉に対して興味を持ってもらうよう進めていきます。	検討	実施			
	・福祉教育プログラムを作成し、津別高等学校と連携をとりながら福祉教育の推進を図ります。また、認知症サポーター養成講座を開くなど福祉に対して興味を持ってもらうよう進めていきます。	検討	実施			
ふれあい広場の実施	・ふれあい広場のスローガンである「ふれあう心を大切に・みんなで支え合う町に」を掲げ、関係機関による実行員会を結成し、地域福祉のおまつりとして情報発信を行います。一方で、参加者が横ばい状態が続いていることから、こうした地域住民が一堂に集まる場の検討など、実行委員会での意見も聞きながら進めていきます。	継続				

（２）人権を擁護する啓発

現状と課題

○　住民自身が主体的に福祉サービスを選べるようになってきた中で、「福祉サービスを選び、決定すること」が困難な認知症高齢者や障がい者で判断能力の低下した方への支援も同時に充実していかなければなりません。支援するサービスとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度があり、平成26年10月より町が実施主体となり社会福祉協議会が運営している「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」にて制度の普及啓発や利用支援を継続してきました。一方で、これらの制度はまだ十分に知られていない現状があり、今後、ニーズ把握等に努めながら、普及啓発など成年後見制度に関する利用促進に向けた対応を進める必要があります。

○　「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」は、成年後見制度の利用支援だけに関わらず、地域で暮らす中で生まれてくる様々な問題（ゴミ屋敷、隣近所のトラブルなど）が寄せられています。関係機関と連携を継続し、できるだけ早い段階での介入が早期の解決に結びつくものと思われるため、引き続きセンターの活動周知が求められています。

○　平成 28 年から「身近な福祉相談所ぽっと」を開設し、現在 4 か所設置されています。生活困窮者など困難を抱えている人が生活する場を拠点として、本人及び本人を取り巻く環境を対象に多様な担い手がかかわりながら、援助を行っています。

○　多機関協働による包括的支援ネットワーク会議を開催し、制度の狭間にいる複合課題を抱える「世帯」への個別支援を行うことで、多面的にアプローチすることが可能となり、その視点を関係者間で共有できるようになりました。しかし、時とともに「世帯」の変化もみられていることから、生涯にわたる相談体制の明確化・整備が求められます。

○　高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、ＤＶ防止法など法整備が行われています。津別町では、高齢者施設や介護事業者、人権擁護委員等でつくる高齢者虐待防止ネットワーク会議、児童問題では児童相談所や保健所などの関係機関や保育所・学校等の関係者による要保護児童問題対策協議会が設置されています。近年は、虐待対応に関するケース会議等を開催し対応していますが、住民からの情報も大切であり、今後も啓発活動を進めていくことになります。

○　徘徊高齢者が行方不明になったとき、早期の発見で高齢者保護に努める認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク連絡会議では、協議の場や捜索模擬訓練を毎年開催してきています。合わせて住民や関係機関に行方不明情報を周知するメール配信システム「ささえねっと＠つべつ」の行方不明情報には、令和元年12月末時点で397人が登録し、徘徊の恐れのある認知症高齢者等の事前登録制度も運用していますが、今後もこの活動の住民周知を図りながら、認知症になっても安心して暮らせる体制作りが求められています。

徘徊高齢者捜索模擬訓練
（緑町第２自治会）

旭町第３身近な福祉相談所ぽっと

みんなで行うこと

- ☐ 生活上で困ったときの相談窓口を確認し合おう。
- ☐ 虐待と思われることを目撃や耳にしたときは、町に連絡しよう。
- ☐ 行方不明になった高齢者等の早期発見のため、メール配信システムに登録しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
あんしん生活サポートセンターの運営	・認知症高齢者や障がい者で判断能力の低下した方などに成年後見制度の相談・申立てなどの支援を行うあんしん生活サポートセンターを設置します。	継続				
高齢者虐待防止ネットワーク会議の充実	・高齢者施設や介護事業者、人権擁護委員等でつくる高齢者虐待防止ネットワーク会議や研修会を実施します。	継続				
認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク連絡会議の充実	・徘徊高齢者等を早期に発見することを目的に連絡会議の開催、徘徊捜索模擬訓練等を実施します。また、メール配信システム（ささえねっと＠つべつ）への登録拡大等住民周知を進めます。	継続				
障がい者虐待防止ネットワーク会議の設置	・障がい者の虐待防止と住民啓発を進めるため、関係機関による障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置し、障がい者の権利擁護を取り組みます。	検討	実施			

- 高齢者虐待防止法・・・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 障害者虐待防止法・・・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 児童虐待防止法・・・児童虐待の防止等に関する法律
- ＤＶ防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
あんしん生活サポートセンターの運営	・判断能力が低下した認知症高齢者・障がい者の方や虐待事例などに成年後見制度の活用支援を行います。そのため弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職の協力や家庭裁判所と連携を密にした取り組みを進めるとともに住民への普及啓発を推進します。	継続				

（３）福祉に携わる人材育成

現状と課題

○　地域福祉活動に携わっている民生委員・児童委員は、主任児童委員2人を含め24人の定数で活動をしています。民生委員・児童委員の活動は、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯の増加、ひとり親家庭への支援など、複雑・多様化する家族問題が増えています。こうした中、責任の負担感もある一方、毎月の例会や部会での協議などを通しながら、互いの活動内容や情報交換がなされるなど委員同士の協議が活動へのプラスに働いている現状があります。今後も、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや場の提供、情報の適切な提供など安心して活動できる体制の整備が必要です。

○　地域活動の担い手として、自治会の中に福祉部長と福祉委員がいます。その活動内容は、地域によってさまざまですが、スムーズな運営形態になっていないのが現状です。自治会の福祉部長は、市街地区自治会を中心に選任されていますが、自治会連合会として統一した地域福祉事業を実施するにはなっていません。また、社会福祉協議会が委嘱している福祉委員は、一部の自治会に留まっていますが、80歳以上の独居高齢者への絵手紙配布や「命のバトン事業」による見守り、サロン運営の役割など担っています。これらの活動を全地区で行うための人材の養成と活動内容の提起が課題としてあります。

○　要介護高齢者や障がい者の増により介護サービスや障がい福祉サービスの充実が求められています。また、次世代の子どもたちを育成する子育て支援の取り組みも必須になっています。これらの事業の継続や拡充に当たっては、その人材確保が重要な課題になっています。職員の離職率が高いと言われている福祉産業。本来は、人と人とがふれあい、その笑顔を支える福祉の仕事は、大変やりがいや人としての成長がある仕事です。

○　福祉の人材確保は、町や事業所の経営基盤の要であり、一事業所で解決できる課題でもありません。令和元年度からは、介護・福祉・医療・障がい・保育部門の事業所が実行委員会を組織し「福祉人材体験セミナー」の実施や、外国人労働者の雇用に向けた取り組みが始まっています。今後も、この継続と合わせ北見圏域やオホーツク地域全体で福祉の人材を呼び込む取り組みが必要になってきています。

○　地域福祉の担い手として、要支援者の増加に伴いボランティアの需要は高まって

います。こうした中、平成27度より開始した「津別町介護予防いきいきポイント事業」によりボランティアの登録者は年々増えてきており、令和元年12月末現在、社会福祉協議会に登録されているボランティアは、155人となっています。また、平成29年度から社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成を初級、中級、上級と研修時間に合わせて体系化を図ってきました。しかし、ボランティアの固定化と高齢化、一部地域に登録者がいないなどが課題としてあります。また、要支援者が高齢者だけではなく、ひきこもり者や子どものいる家庭などにも増えている等、今後は、ボランティアを養成する講座の体系化に加え、専門性、年齢の若い人たちも参加できる仕組みづくりよるボランティアの育成と確保が一層求められています。

みんなで行うこと

- □ 自治会や諸行事に積極的に参加しよう。
- □ ボランティア活動に積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
民生委員・児童委員の体制整備	・毎月の例会や部会で協議を行い活動するための環境を整えます。	実施				
福祉人材確保に向けた事業の推進	・医療、介護、福祉、障がい、保育などの人材確保に向けた福祉体験セミナーなど、町内事業所と連携しオール津別で取り組みます。また、この取り組みを北見圏域やオホーツク地域と連携するための検討を行います。	継続				
介護予防いきいきポイント事業登録者や生活支援サポーターの養成	平成 28 年 1 月から導入した介護予防いきいきポイント事業や平成 30 年度から開始している生活支援サポートセンター事業の要である住民サポーターの養成と育成を継続し、その充実を図ります。	継続				
自治会等との連携	・地域福祉活動の推進のため社会福祉協議会とともに自治会長や福祉部長との連携体制を取り組みます。	実施				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
ボランティアセンター活動の充実	・住民同士の支え合い活動を推進するボランティアを育成するため、体系化した研修を開催します。 ・初級編（1 日 90 分） 　認知症サポーター養成講座 　介護予防いきいきポイント研修 ・中級編（2 日各 120 分） 　生活支援サポーター養成研修 ・上級編（9 日間 33 時間） 　市民後見人養成研修	継続				
	・ボランティアの発掘・育成・需給調整を行い、ボランティア活動団体との連携・協力を進め、ボランティアセンターの機能充実を図ります。	継続				
福祉委員の見直し	・一部地域に限られている福祉委員の体制を見直し、自治会（福祉部長）と連携し小地域ネットワーク活動ができる体制づくりを進めます。	検 討	実 施			
介護予防いきいきポイント事業	・ボランティア活動のスタートとして介護予防いきいきポイント事業登録者研修を受講してもらい、地域サロンや施設でのボランティア活動に参画できるよう、高齢者や若年層などに働きかけていきます。現在の登録者は 155 人（R 元. 12 月現在）で目標を人口の 1 割（500 人）として推進します。	継 続				
生活支援サポーターの養成	・2 日間の生活支援サポーター養成研修を受講したサポーターは、令和元年 12 月現在 84 人です。このうち 32 人が話し相手や家事支援を必要とする世帯を訪問して活動を行っています。サポーターがいない地域が課題になっています。	継 続				

２　支え合いのしくみづくり

（１）住民参加

現状と課題

○　住民が主体的に行う地域福祉活動として、高齢者ふれあいサロンの運営や「いきいき百歳体操」の実施、自治会が主催する高齢者を対象にした福祉の集いや見守り活動があります。ふれあいサロンは、5年前の3か所から現在12か所まで広がり、いきいき百歳体操は、開始から2年目で7か所に増えるなど、身近な地域での見守りや介護予防の場となっています。自治会単位の見守り活動である「命のバトン事業」は、町内3自治会での実施に留まっており、今後も様々な方法で地域のつながりを強める必要があります。

○　障がいの分野では、ＮＰＯ法人津別町手をつなぐ育成会が、地域生活支援事業の実施やパンづくり・販売事業に障がい者雇用を行うなど事業展開が行われており、今後も事業拡大に向けた支援策の検討など求められています。

○　認知症高齢者や要介護認定者の増に伴い、介護を担う介護者も精神的・体力的にも大変な状況であり、老老介護の数も増えてきています。平成30年度から「ちょこっと茶屋（認知症カフェ）」を開催し、介護者間の交流も図ってきました。今後は、介護者の悩みやストレスの解消など介護者の会の結成が必要なことから、関係機関と協議を進めていくことが必要です。

○　地域で行われている「お祭り」は、住民同士の交流をはじめ地域力を推しはかるものでもあります。活汲地域では一度終了した盆踊りが、2年前に青年層の協力もあり復活、豊永地区では自治会独自のお祭りや運動会などが行われています。今後も住民自らが企画し、実践する地域活動の一環として支援を進めることが必要です。

○　平成27年の介護保険制度改正に伴い、介護予防の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行しています。そして「住民等が参画する多様な介護予防活動」では、いきいき百歳体操やサロン活動など、地域住民が主体となる事業が行われてきました。今後も、新たな地域での取り組みを支援するとともに、津別の地域にあったサービスの検討を進めていかなければなりません。

○　地域の支えあい活動として、町内の４自治会で身近な福祉相談所「ぽっと」が開設され、自治会の役員を中心に地域の方々が協力し、地域の高齢者宅への声掛けや見守り活動を行い、安否確認にも繋がっています。今後も、地域活動の充実に向けて支援を行なうとともに、他の地域での実施に向け自治会と協議を進めていくことが必要です。

活汲中央身近な福祉相談所ぽっと

みんなで行うこと

□　自治会で行う福祉の集いを全地域で開催しよう。
□　介護者の会など当事者の会の結成に向けて自ら参加しよう。
□　地域の行事などに積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
地域座談会の開催	・自治会、社会福祉協議会と連携し、その自治会の抱えている問題の把握のため、地域座談会を実施します。	継続				
介護者の会の設立	・在宅で介護を行っている家族が集まり、情報交換等介護者同士の支え合いの場として会の設立を社会福祉協議会とも連携し取り組みます。また、集う場である認知症カフェについても引き続き実施していきます。	検 討	実 施			

生活支援体制の整備	・助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場（生活支援体制整備協議体）の構成員を、住民も含めた体制に変更するなど内容の充実を図ります。そのため社会福祉協議会に協議体の運営委託及び生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を継続します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
地域座談会の開催	・住み慣れた地域で住み続けるため、小地域ネットワーク活動（サロン立ち上げ・見守り活動）が展開できるように、町や自治会と連携を図りながら実施します。	継続				
サロン活動の充実	・地域の助け合いと見守り活動でもあるサロン活動について、支援を行う他、全体が集う場であるサロン交流会を企画します。	継続				
	・サロン活動の必要性が高い自治会への説明を行い、年 2 地区を目標に新規サロンの立上げ支援を行います。	実施				
一人暮らしの集い	・在宅高齢者の社会参加を図るため、70 歳以上のひとり暮らしを対象に交流の場として年 2 回開催します。	継続				
男の料理教室	・男性の生活力向上と閉じこもり予防のため、60 歳以上を対象に男の料理教室を開催します。	継続				
小地域ネットワーク活動	・在宅要援護者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、自治会単位の小地域を基盤として地域住民の参加協力を得ながら、サロン活動や声掛け訪問等、地域に合わせた活動を行い地域福祉の一層の推進を図ります。	継続				

介護者の集い	・在宅で介護を担う家族が、月１回程度のペースで集まり、日ごろの在宅介護の状況や家族としての思い、悩みを共有することで、互いの支え合いの場となる介護者の集いを開催します。また町と連携して介護者の会の設立や、認知症の方や家族との茶話会の開催を取り組みます。	実施				
生活支援の体制整備	・地域課題の分析をもとに支援体制の整備を進めるため、助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する生活支援体制整備協議体を町の委託を受けて設置し、構成員に住民も含めるなど協議体の充実を図ります。	実施				
	・町の委託を受け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、活動する場の確保、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング等を行います。	検討	実施			

ひとり暮らしの集い

豊永第４げんきサロン

男の料理教室

（２）世代間交流

現状と課題

○　現在、小学校、中学校を中心に「あいさつ運動」が行われています。高齢化が進む本町にとって、あいさつが住民と子どもたちがふれあう場の一つになっています。朝の通学や帰宅時に、「おはよう」「こんにちは」と子どもたちが積極的に住民に声をかけていますが、今後もお互いに「あいさつ運動」を進めることで連帯感が生まれるなど、町の活性化も期待されるところです。

○　教育委員会で行っている放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」の活動の一つとして、農作業体験などのプログラムで世代間交流が行われていますが、より活性化を図るため今後はサロン活動の内容を検討しながら進めていく必要があります。

○

みんなで行うこと

□ お互いにあいさつをする町づくりを進めよう。
□ 世代間交流の行事があれば積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
あいさつ運動の推進	・小学校、中学校を中心にあいさつ運動が行われていて、町民すべてがあいさつをし合うまちづくりを推進します	継 続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
まちなかサロンの開催	・誰もが自由に参加ができる「まちなかサロン」を開設し、趣味活動や介護予防を行える環境整備を行います。	検 討	実施			
既存事業の活用	・現在社協が行っている「一人暮らしの集い」やサロンの地域活動に子どもたちが参加できるよう検討を進めます。	検 討	実施			

（３）子育て

現状と課題

○　平成２７年４月に町内の保育・教育施設を一つにした認定こども園を開設しました。保護者の費用負担の軽減のため令和元年１０月から始まった国の制度のこども園利用料等の無償化に加え、３歳児未満の保育料の支援の継続、スクールバスの運行などを含め、安心して預けられ、質の高い保育が受けられるよう対応をしていきます。

○　現在、子育てに関する相談には、健康推進係や平成２７年４月開設の子育て支援センターが携わっています。子育て支援センターが開設されたことにより、子育て支援事業が増え、親同士の交流の機会も増えたところです。子育てに関する相談窓口が増え、同じ子をもつ親同士の交流が増えることにも期待されるところです。

○　子育てに関する町の施策は、中学校終了前までの医療費の助成、障がい児の訓練等のための交通費の支給、一時保育事業、乳幼児養育手当、新生児誕生祝品事業、育児学級、各種発達支援事業等行っています。

○　これらの事業継続と合わせ、令和２年度中に、妊娠期から子育て期にわたるまで、子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで相談支援を行う、子育て世代包括支援センターを保健福祉課に置き、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談支援を行っていきます。今後も子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが必要です。

みんなで行うこと

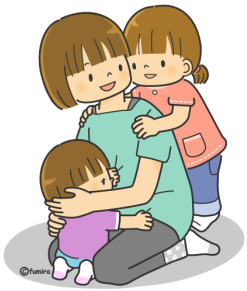

□ 同じ子育てをするお母さん同士で交流を深めよう。
□ 子育て支援センターの事業に参加してみよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
認定子ども園の運営	・通園、利用料等の支援を行います。社会福祉法人夢つべつが行います。	継続				
子育て支援センターの運営	・認定こども園に併設されている子育て支援センターは、交流の場の提供、相談、情報提供、講習等の実施を行います。夢つべつに運営を委託します。	継続				
子育てヘルパー	・家事や育児を手伝ってくれる方がいない子育て世帯に対し、ヘルパーの派遣を行い、安心して子育てできる環境づくりを進めます。	検討				
乳幼児医療助成事業	・0 歳から中学校終了前の子どもの医療費を助成します。	継続				
心身障がい児交通費支給事業	・心身障がい児の訓練等に要する子どもと保護者の交通費を支給します。	継続				
一時保育事業	・仕事の都合や家庭の都合で一時的に子どもの保育ができないときに預かる事業で、夢つべつに委託をします。	継続				
新生児誕生祝い品贈呈事業	・新生児が誕生した家庭に祝品を贈り健やかな成長を祈念しお祝いします。	継続				
乳幼児養育手当	0 歳から 3 歳の誕生月まで子育ての支援金として商品券等を支給します。	継続				
子育て世代包括支援センター	・主として妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象として支援を行います。	実施				

（４）生活支援サービス

現状と課題

○　平成29年7月から開始した社協事業による福祉有償運送事業は、在宅の要介護認定者や障がい者が登録し、通院等の足として利用されています。令和元年12月末現在、194人が登録、そのうち毎月40名前後の利用があり、必要なサービスだったことが伺えます。引き続き町も事業主体の社協に助成を行いながら、足の確保を進めます。

○　一人暮らしや夫婦の高齢者のみの世帯は全世帯の44％を超え、見守りが必要な世帯が増えています。町の事業では、安否確認訪問事業による月１～２回のヘルパー訪問や社協の給食サービス事業等行っていますが、限られた人数に留まっています。見守りは、一番身近にいる近隣住民の力が必要です。住民参加による見守りシステムやそれを補完する生協、セブン・イレブンを始め、郵便局や新聞配達事業者等の訪問事業者との見守り協定を行ってきています。また、町が実施している緊急通報システムの利用拡大に向けた取り組みが必要です。

○　現在、一人暮らしや夫婦世帯等食事の用意が困難な世帯を中心に、週２回給食サービスを社会福祉協議会で実施をしています。利用者は42人ですが、今後も利用者のニーズを把握しながら利用拡大に向けた取り組みを進めていきます。

○　住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、保険外のサービスとして生活支援サポートセンター事業の実施と御用聞きサポーターなど買い物支援も必要です。現在、生協による「かけるくん」が町内を巡回販売していますが、この事業を買い支えしていくことも必要なことです。

みんなで行うこと

□　隣近所同士で見守りシステムができないか考えてみよう。
□　住民同士の支え合いを目的に作る「たすけあいチーム」に積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
見守り協定の拡大	・見守りが必要な世帯の増加により近隣住民はもとより、生協、郵便局、新聞販売店、ガス事業者等との見守り協定を締結することにより見守りを重層的に行える体制作りを行います。また、災害時の対応等も含めた包括的見守りを目標とします。	継続				
移送サービス	・一定の要件に該当する在宅の高齢者や障がい者に対し、施設や通院、通学等に利用できる移送サービス事業の拡大に向け取り組みます。	継続				
生活支援サポートセンター事業	・お話し相手や家事支援が必要な高齢者世帯に、研修を終えたサポーターが訪問し支援を行う、住民同士の助け合い事業を、社会福祉協議会に委託して実施します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
生活支援サポートセンター事業	・町からの委託を受け、生活支援サポーター養成研修の実施、サポーターと利用者とのマッチング、利用料金やサポーターの活動実績に応じた商品券交換など生活支援サポートセンター事業を推進します。	継続				
給食サービス	・週 2 回（火・金）ひとり暮らしの在宅高齢者等に対し食事を提供することを通して、安否の確認、孤独感の解消、食生活の改善等を図ります。また、定期的にニーズ調査を行いながら、内容の充実を図ります。	継続				

生活支援サポーターの活動
（散歩の同行）

移送サービス	・福祉有償運送事業の継続を図るため、運転手の確保や安全運行に努め、利用者の声を聞くなど利用向上を進めていきます。	実施				
命のバトン事業	・高齢者や体の不自由な人たちの安全・安心を確保するため、かかりつけの病院や持病などの医療情報・緊急連絡先を専用の容器に入れ冷蔵庫に保管し、万が一の救急時に備えます。また、地域の方が定期的（2ヶ月に1回程度）に訪問し、安否の確認等を行います。	継続				
ふれあい郵便事業	・絵手紙サークルの協力をいただきながら80歳以上の独居者に対し、毎月1回絵手紙を作成・配達し、安否の確認など行います。配達は各自治会（福祉委員等）で対応するか、郵便配達員が手渡しで行います。	継続				
緊急通報システムの設置	・在宅のひとり暮らしの高齢者や障がい者が、ケガや急病などの緊急を要する場合に、発信装置を押すことであらかじめ登録している協力者へ通報がいくあんしん電話の設置費用の助成を行います。今後、町が平成26年度より設置している緊急通報システムは、24時間センサー付きで通報先が消防署となるため、利用者がより安心できるこの装置への移行を進めていきます。	継続				

介護器具の貸与	・在宅高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるように、介護器具（ベッド・車イス・エアーマット）の貸出を行います。	継続				
福祉資金の貸付け	・応急資金を必要とする世帯等に対し、衣食住その他生活のために必要な福祉資金を貸付けします。 ・貸付額～1 世帯につき 10 万円以内	継続				
介護サービス事業の推進	・居宅介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者として、高齢者や障がい者が住み慣れた地で安心した生活が送れるよう、良質なサービス提供に努めます。 （訪問介護事業（介護予防）・訪問入浴介護事業（介護予防）・障がい福祉サービス事業）	継続				
	・町が実施する制度外の受託事業について、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう実施します。 （安否確認訪問事業・生活援助員派遣事業・地域生活支援（訪問入浴）事業）	継続				
介護サービス前の声かけ訪問事業	・町内在住の高齢者に対し、声かけ訪問を定期的に行うことで、安否の確認や介護事業所の PR、介護保険サービスが必要と思われる方にサービス内容の説明を行う等の取り組みを進めます。	継続				

（５）就労支援

現状と課題

○ 障がい者の就労支援は、在宅者では「ＮＰＯ法人津別町手をつなぐ育成会」や美幌町を中心に事業展開している「ＮＰＯ法人えくぼ福祉会」などで17名の障がい者が雇用されています。しかし、町内全体でみると一部の就労支援に留まっている現状で、北見市や美幌町の事業所等が町内に就労支援事業所やその支店を設置する等、就労支援が拡大されることが求められています。

○ ひきこもり者の対策について、およそ50人程度と推定されているひきこもり者の中には、40歳以上も多く親の年齢も介護を受ける年齢になってきています。そのため、実態把握や当事者会の設立、居場所・就労へと結び付けていく取り組みやひきこもりサポーターの養成など地域で支える仕組みづくりが喫緊の課題になっています。

○ 就労に距離がある障がい者には、生活リズムを整えるため、地域参加のきっかけとなる中間的就労の場「社協あぐり」の活用を図り、就労支援だけでなく、その人が何を望まれているのか、その人にそった支援の取り組みが必要です。

○ 町内で障がい者やひきこもり者などが就労する場所は限られています。その状態に合わせた就労場所の確保について、町内既存企業への要請や農福連携など新たな就労先の確保が今後の検討課題でもあります。

○ 障がい者の雇用する場所の確保と合わせ、グループホーム等の住宅の整備も求められ、平成29年に男性4名利用のグループホームが整備されました。親亡き後も暮らし続けられる住環境整備については、今後も検討が必要です。

みんなで行うこと

□ 地域内に孤立した人がいたときは、民生委員・児童委員や町に連絡しよう。
□ 健常者も障がい者もともに安心して暮らせる地域をつくろう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
ひきこもり者対策	・町と社会福祉協議会でひきこもり者の実態把握を行い、どのような支援が必要か検討します。	実施				
障がい者の就労支援	・新たな障がい者受け入れなど就労場所の確保や拡大を図ります。	実施				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
ひきこもり者の実態把握	・町と協働して町内のひきこもり者の実態把握に取り組みます。また、家族からの聴き取りや当事者との面談など個別ケースごとにどんな支援策が必要なのか検討を行います。	実施				
ひきこもり者の居場所と中間的就労の場の確保	・ひきこもり者が自宅から出て立ち寄れる場所や、軽作業しながら生活リズムを取り戻す場として、居場所の運営、地域との交流や中間的就労の位置づけで「社協あぐり」等住民ボランティアの協力のもと運営します。	継続				
障がい者の就労支援	・町で実施する就労支援事業に連動し、就労前の段階でボランティア活動や社協行事での手伝いなど、社会参加の経験を積むことも必要なことから、活動の場の提供を支援します。	実施				

３　安心のくらしづくり

（１）交通

現状と課題

○　津別町の公共交通機関として現在運行しているのは、まちバス４路線（相生線・上里線・恩根線・二又線）と民間バス２路線（開成津別線・美幌津別線）があります。バス路線については、停留所以外でも乗降できるフリー乗降をとっていますが、バス路線から離れた場所に住む住民にとっては、利用が難しい現状にあります。また、まちバスは、スクールバスの混乗のため、運行時間も学校の時間に合わせていることから、土曜、日曜に開催されることが多い町イベントには運休しているため参加することができない現状にあります。

○　他の交通機関として民間ハイヤー会社が営業を行い、足腰が不自由な高齢者や障がい者等が通院や買物等に利用しています。一方で営業時間外の急用等が起きた場合は利用ができないという問題点もあります。

○　高齢者や障がい者への町の支援制度は、平成 30 年度実績では、バス無料乗車券の交付事業（交付者数 983 人）、通院等交通費助成事業（通院又は入退院の交通費の一部助成～利用者 24 人）、重度障がい者無料タクシー券交付事業（利用者 45 人）、障がい者等通院交通費助成事業（人工透析や治療・訓練及び事業所への通所等に要する交通費助成～利用者 18 人）を実施しています。

○　地域公共交通は、通学や通院、買い物などの町民の日常生活にとって、不可欠な移動手段であることから、地域住民、交通事業者、行政が地域の課題を共有し、地域のあるべき姿（将来像）について話し合い、津別町らしい地域の足づくりについて、それぞれが期待される役割と責任を明確にして、地域の実情に応じた公共交通のあるべき姿を目指して、次世代交通や社会システム導入の可能性についての検討、実験的な取り組みを行っています。

みんなで行うこと

□　自家用車がなくなったときにも日常生活に不便のない交通体系を考えよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
コミュニティバスの運行	・役場や病院、商店など町内の主要施設と地域を巡回するコミュニティバスの運行について検討を進め、試験運行など実施に向けた取り組みを進めます。	検討	実施			
バス無料乗車券交付事業	・一定の要件に該当する高齢者や障がい者に対するバス無料乗車券の交付（年間 36 枚（地域により交付枚数が変わります））事業を継続します。	継続				
通院等交通費助成事業	・一定の要件に該当する高齢者や障がい者に対し通院、入退院に係る交通費の一部助成を継続します。	継続				
障がい者等交通費助成事業	・人工透析療法による治療を受けるための医療機関への交通費の助成や精神障がい者、知的障がい者等の治療・訓練及び事業所への通所等に要する交通費助成を行います。	継続				

（２）生活環境

現状と課題

○　高齢者や障がい者世帯にとって、冬季の除雪作業は大きな負担になっています。町では、町内に身内のいない障がい者や虚弱な高齢者世帯（利用者 41 世帯）を対象に除雪サービスを行っています。また、自治会による除雪サービスを実施している地域や隣近所の助け合いで行っている地区もありますが、総体をカバーしている現状ではありません。また、個別に人材活用センターや振興公社、町内業者に有料で依頼しているのが現状です。

○　自治会に除雪機械を貸与している地区も一部ありますが、自治会役員等の高齢化もあり、誰が除雪機械を運転するのか等担い手の課題もあり、拡まっていないのが現状です。また、民間の業者に頼むにしても、頼むことのできる業者や金額の面など、情報がないため、情報の窓口が必要となっている現状があります。

○　家庭から出るゴミの分別や決められた曜日にゴミステーションに出すことが困難な高齢者等が増えています。認知症がある高齢者にとっては、ゴミを出すことができなくなり家の中に抱え込む人もいることから、自治会の協力やホームヘルパーによる支援や生活支援サポーターの協力などで対応していますが、今後ますます必要になってくる現状があります。

みんなで行うこと

□ 除雪やごみの分別やごみ出しなどで困っている方を地域で解決できる方法はないか検討してみよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
除雪支援	・除雪業者斡旋等の窓口設置を進めます。	実施				
除雪サービス事業	・町内に身内のいない障がい者、虚弱高齢者に対する除雪サービスを人材活用センターや業者に委託して実施します。	継続				
ごみの分別やごみ出し支援	・自治会内の協議で、ゴミ出しが困難な方への地域での支え合いや生活支援サポートセンター事業への活用などを行います。	実施				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
自治会内の支え合い事業の展開	・町と連携して、高齢者や障がい者等の除雪やゴミ出しについて、自治会内で支え合い事業の展開や生活支援サポートセンター事業への活用などを行います。	実施				

（３）総合相談

現状と課題

○　地域共生社会を見据え、ＳＯＳを発信できないひきこもり者など、社会的孤立者にもやさしい地域づくりを進めていくうえで、総合相談の重要性が問われています。高齢者や障がい者・児童等の相談窓口は、町福祉係や介護保険係、地域包括支援センターが担っています。社会福祉協議会でも心配事相談やあんしん生活サポートセンターで権利擁護業務や困りごと等の相談窓口が開設されています。

○　一方、生活困窮者やひきこもり者などの相談については、現状、町福祉係や健康推進係、社会福祉協議会などが窓口となり対応してきています。特にひきこもり者支援は、時間と専門的技術も伴うことから専用相談窓口の設置が必要なことから、その専門職の配置について今後検討を進めていきます。

○　「身近な福祉相談所ぽっと」は、地域住民の担い手と専門職が協働して地域の困り事や見守りが必要な方たちを地域で支援する相談窓口です。平成 28 年 10 月から始まった身近な福祉相談所は、現在、旭町第 3、活汲中央、豊永第 3、緑町第 2 自治会の 4 地区で活動が行われ、その活動は地域共生社会を見据えた取り組みでもあり、その拡充が今後の課題でもあります。

○　多機関協働による包括的支援ネットワーク会議を開催し、制度の狭間や複合課題を抱える「世帯」への個別支援の実施を行うことで、多面的にアプローチすることが可能となり、その視点を関係者間で共有できるようになってきています。しかし、時とともに「世帯」の変化もみられていくことから、生涯にわたる相談体制の明確化・整備が求められています。

○　心の悩みなどの相談は、町健康推進係が担ってきています。別に相談窓口はありますが、悩みや不安を抱えている人が気軽に相談できるよう相談しやすい環境・窓口を整備し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を実現するため、町、関係団体、住民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

○　平成 28 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設されました。社会福祉法人として、主体性、開拓性、先駆性、公共性等に基づき、地域でセーフティネットの役割を果たすため、それぞれの社会福祉法人の持つ専門性、設備、人的資源等を有効活用し、複数の社会福祉法人、また、地域の関係機関、団体と連携することにより支援を行う必要があります。

みんなで行うこと

□　地域内の困りごとなど相談窓口を確認し合おう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
総合相談	・子どもから高齢者までの総合的な相談窓口を保健福祉課に置きます。 ・自殺予防対策に向けて関係機関と連携した取り組みを進めます。 ・生活困窮者やひきこもり者等の専用相談窓口を設置し、専門職配置についての検討を進めます。	検 討	実施			
身近な福祉相談所ぽっとの拡充	・現在４地区で行われている身近な福祉相談所の更なる拡充に向け、社会福祉協議会と連携するほか、他の介護事業所等の協力を得て、専門職の育成など取り組みを進めます。	継続				
多機関協働による包括的支援体制ネットワーク会議の運営	・制度の狭間や複合課題を抱える「世帯」への支援に、関係機関の協働による事例検討など取り組みを継続します。	継続				

あんしん生活サポートセンターの運営	・権利擁護業務や困りごと等の総合相談窓口として、あんしん生活サポートセンターを社会福祉協議会に運営を委託し設置します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
身近な福祉相談所「ぽっと」の充実と地域の拡大	・町と連携しながら身近な福祉相談所ぽっとの充実と地域の拡大を目指した取り組みを進めるため、自治会連合会との協議や市街地自治会、民生委員・児童委員など関係機関との連携を深めます。	継続				
生活困窮者やひきこもり者の専用相談窓口の設置に向けた検討	・新庁舎建設後には、町保健福祉課と社会福祉協議会がワンフローになることから、今まで以上に連携しやすい環境が整うことになります。生活困窮者やひきこもり者などへの相談窓口に専門職を配置した検討を進めます。	検討		実施		
心配事相談	・地域住民の多様化する日常生活上の相談への助言等を行うため、相談員を1名配置して相談所を随時開設します。また、相談員の資質向上と関係機関との連携強化を図ります。	継続				
あんしん生活サポートセンターの運営	・あんしん生活サポートセンターの相談窓口に専門員を配置し、ゴミ屋敷・近隣トラブル等、町と連携し問題の解決を図ります。 自ら支援の訴えができない方に対しては、自治会や住民の方との連携のもとセンター職員が電話や自宅訪問を行い状態の確認を行います。	継続				
社会福祉法人連絡会議の設置	・地域が求めるニーズに応じるため、社会福祉法人がネットワーク化を図り、創意工夫してサービスの創造に努めます。	検 討	実施			

（４）情報整備

現状と課題

○　地域で見守り等をするために必要な個人情報は、本人の承諾や情報の提供範囲など様々な課題があります。また、災害時の要援護者情報は、特に重要となるため適切な管理で情報の有効活用を図る必要があります。総務課とも連携して災害時要援護者情報については、自治会と協定を結ぶ中で個別の支援計画策定等進めていく課題があります。

○　緊急通報システムについては、独居の高齢者や一定の障がい者等の安否確認事業として平成２６年度から導入しました。消防署への緊急通報装置や２４時間センサー、火災報知機などの機能がありますが、周知不足や協力員２名の同意が必要ということ等で、設置数は伸びていない（令和 2 年 1 月現在 24 世帯）現状があり、普及を図っていく必要があります。

○　社会福祉協議会で実施しているあんしん電話は、独居の高齢者を対象に緊急事態があった場合に協力者３名に通報され安否確認をする事業ですが、通報先が協力者宅になっていることから、今後は通報先が消防署である町の緊急通報システムへの移行について利用者に理解を求めていくことになります。

○　社会福祉協議会が取り組んでいる、「命のバトン」事業は、緊急時に必要な情報を入れたバトンを冷蔵庫に保管し、万が一に備えるものです。実施は３地区に留まっていることから、今後は実施自治会を増やす取り組みが求められています。

みんなで行うこと

□ 地域内の個人情報を管理し、支援が必要とする方の情報を適切に共有しよう。
□ 「命のバトン」事業の導入について、地域内で協議しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
要援護者情報管理	・町の各所管で管理している要援護者情報の一元管理及びその活用を進めます。	実施 →				

緊急通報システム機器の設置	独居高齢者、障がい者世帯等一定の要件を満たす世帯に緊急通報通報システム機器を貸し出します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
社協広報誌等の発行	・社協の事業活動の啓発・情報提供等を図るとともに、幅広い地域の福祉情報を提供する「社協だより」を年 4 回発行します。将来的には年 6 回の発行を目指します。	継続				
	・社協活動の理解と福祉サービスの情報提供のため「福祉のしおり」を作成します。	継続				
ホームページの作成	・社会福祉協議会のホームページの充実を図りながら、福祉事業、福祉サービス、ボランティア等の情報を町民に提供していきます。 ・事業案内や事業報告などは、フェイスブックなどのＳＮＳを活用して情報周知に努めます。	実施				
苦情解決制度	・社協の福祉サービスに対する苦情処理のため第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当を配置します。	継続				
既存事業を通しての実態把握	・より質の高い福祉サービスを目指し地域福祉事業（命のバトン・あんしんコール・緊急通報システム等)、介護保険事業等を通じて、問題の発見と的確なニーズ把握に努めます。	継続				
出前講座	・地域における福祉の理解を一層深めるために、社会福祉協議会職員が各地域に出向き、福祉事業・福祉サービスの説明を行います。	継続				

（５）権利擁護

現状と課題

○　今後も増加が予想される認知症高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、平成 26 年度にあんしん生活サポートセンターが設置され、成年後見制度など権利擁護に関する相談を担っています。

○　地域において権利擁護活動を担う市民後見人は、同じ生活者としてきめ細やかな支援を期待されています。津別町では、平成 24 年度、27 年度、29 年度の 3 期の養成研修で 35 名の市民後見人を養成、そのうち現在、個人受任や法人後見支援員として 13 名（令和元年 12 月末）が活動しています。急速に増え続ける認知症高齢者等を支援するため、計画的な市民後見人の養成やフォローアップ研修等の取り組みが求められています。

市民後見人フォローアップ研修

○　平成 28 年に成立した成年後見制度利用促進法を受け、平成 29 年には国の成年後見制度利用促進基本計画が定まりましたが、これに基づく取り組みは、全道的にも遅れている現状です。関係機関や他市町とも協議を進めながら「津別町成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けた議論を加速し、地域連携ネットワークや中核機関の設置に向けた体制づくりを進め、成年後見制度を必要とする人が、誰でも利用できる体制づくりを進めていかなければなりません。

みんなで行うこと

□ 地域内で困っている方や財産が脅かされている人を見かけたら、役場やあんしん生活サポートセンターに連絡しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
あんしん生活サポートセンターの運営	・判断能力が十分ではない高齢者等の権利擁護のため、あんしん生活サポートセンターの運営を社会福祉協議会に委託し、実施します。	継続				
成年後見制度利用促進基本計画の策定	・成年後見制度の利用促進を図るため地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備を盛り込んだ津別町成年後見制度利用促進基本計画の策定を進めます。	検	討	実施		

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
権利擁護事業	・町からの受託事業である、あんしん生活サポートセンターの事業として、成年後見制度の相談・申立て支援、広報普及啓発、市民後見人養成・活動支援、関係機関連絡調整業務など適切に実施します。	継続				
	・社会福祉協議会の事業である法人後見受任業務を行い、市民後見人も後見支援員として活動を担います。	継続				
	・北海道社会福祉協議会からの受託事業である日常生活自立支援事業を実施します。	継続				
成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた取り組み	成年後見制度実施機関の立場として、町と連携して成年後見制度利用促進基本計画の策定を進めます。その中で、実効性のある地域連携ネットワークや中核機関の設置など検討を進めます。	検	討	実施		

・成年後見制度・・・認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない人の権利を保護するための制度で、判断能力に応じて次のように分かれています。

区分		本人の判断能力	援　助　者	
法定後見	後　見	全くない	後見人	家庭裁判所の判断で監督人が選任することもある。
	保　佐	特に不十分	保佐人	
	補　助	不十分	補助人	
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じる。		

・個人受任・・・市民後見人が、直接後見人として家庭裁判所から審判がおり活動する形態
・法人後見・・・社会福祉協議会が、法人として後見人となる形態で、長期にわたるケースや困難ケースの場合に有効。市民後見人は、法人とともに後見支援員として活動。
・日常生活自立支援事業・・・北海道社会福祉協議会の事業で、判断能力が低下している高齢者や障がい者等のうち、契約行為が可能な方で、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを支援員が行う制度。

（６）要援護者支援

現状と課題

○　町の各担当で保有している情報等をもとに、災害時等に対応すべき避難行動要支援者名簿を整備していますが、整備後においても毎年１月１日を基準日として要支援者名簿の更新や随時の修正を行います。また、災害時の円滑かつ迅速な避難支援を実施するため、平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供します。提供に際しては「津別町避難行動要支援者支援マニュアル」に定めた取り扱いルールに基づき、適切な管理を行います。

○　平常時から自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者名簿を活用し、近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努めます。また、地域内の緊急連絡網の作成、地域内の避難行動要支援者への情報伝達方法、避難支援方法、避難所までの避難ルートの確認、要支援者マップの作成など取り組みを進めていきます。

みんなで行うこと

□ 避難行動要支援者の具体的支援内容について自治会内の協議を行います。
□ 避難指示の情報伝達や避難ルートの確認など訓練に参加します。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
避難行動要支援者名簿の作成と情報の提供	・避難行動要援護者名簿を整備し、避難支援関係者に情報提供を行い、平常時からの見守り体制を強化します。	実施				
避難訓練の実施	・地域防災計画に基づく避難訓練や避難行動要支援者への情報伝達、避難の方法など、自主防災組織等と連携した訓練を取り組みます。	検討	実施			

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
災害ボランティアセンターの設置	・災害発生時速やかに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入や派遣を行います。また、支援体制の強化のため、北海道社会福祉協議会と結んだ「災害救援活動の支援」に関する協定書に基づき、災害時の職員派遣、支援要請の依頼及びボランティアセンター設置等マニュアル整備や災害時備品機材確保など、町とも連携しながら災害時対応を進めていきます。	検討	実施			

（7）健康・介護予防

現状と課題

○ 本町の基幹病院として位置づけられている津別病院に対し、地域医療維持補助金を継続して交付していきます。在宅高齢者への 24 時間態勢の往診や訪問看護を行う津別病院と町が連携し、今後も、住み慣れた地域で暮らし続けていける体制づくりを進めていきます。

○ 国保加入者における 30 歳代の生活習慣病予防健診、40 歳から 75 歳未満の特定健診、75 歳以上の後期高齢者健診、脳心血管ドックを実施していますが、特定健診と後期高齢者健診の受診率は低い状況です。また、がん検診については、国の受診率を上回っているものの、当町の健康増進計画目標値には到達していない状況です。生活習慣病の予防、悪化防止、介護予防のためには、健診での早期発見が重要であり、健診後の保健指導を充実させる必要があります。

○ 妊娠・産後・子育て期、乳幼児期、学童・思春期、成人期を対象とした、健康相談、訪問指導、健康教室等の保健事業を実施しています。健康教室では、成人を対象とした栄養・運動教室、各団体の依頼による健康等の講話、母親学級・両親学級、育児学級、離乳食教室を実施しています。乳幼児期では健診のほかに、う歯予防対策としてフッ素塗布・フッ素洗口事業を実施し、成人期・後期高齢者では、歯周病検診を行っています。また、ウイルスや菌による疾病予防を目的に各種予防接種を実施します。

○ 地域包括支援センターで行っている一般介護予防事業は、自治会や老人クラブ等の団体からの依頼に応じた健康教育(集団)や高齢者の筋力やバランス力の維持、向上を目的に転倒予防教室を実施しています。この教室より運動強度の高い方が適している場合には、教育委員会で実施しているシルバースポーツ事業へ、参加が難しくなった方は、ミズナラ倶楽部への参加を勧奨しています。また、運動機能低下や閉じこもりがちな高齢者を要介護状態へ移行させないために地域住民が主体となって行うふれあいサロンやいきいき百歳体操の開催を支援します。

○ 高齢者が、住みなれた地域で仲間づくりや世代間交流を含め、健康でいきいきとした生活が送れるようサロン事業を展開し、その業務を社会福祉協議会に委託しています。現在は 10 地域と運動サロン 2 地域で実施されていますが、開催地区の拡大が課題になっています。

○　一般介護予防事業として、高齢者等が、在宅で自立した日常生活を営めるよう支え合う活動として生活支援サポートセンター事業があります。支え合いの取り組みとして、足りないところを支援する考え方で、受ける側も自分でできるところは行うことで互いの介護予防となる生活サポーターの養成・拡大が求められています。

みんなで行うこと

- □ 自分の健康は自分で守ることを基本に、日常生活を送ろう。
- □ 高齢になっても介護状態にならないよう、健診や早期治療などに心がけよう。
- □ 地域内でサロン活動が取り組まれるよう協議しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
地域医療を守る取り組み	・町の基幹病院である津別病院への維持補助金の継続や在宅高齢者等に対する支援について、病院と連携した取り組みを進めます。	継続				
特定健診・後期高齢者健診・心血管ドックの受診	・生活習慣病等の予防のため国保、後期高齢者医療加入者に対する健診を実施します。	継続				
がん検診	・各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・乳がん、子宮がん）を実施します。	継続				
歯科保健事業	・成人期、後期高齢者を対象とした歯周病検診を実施します。 ・幼児期のう歯予防として、フッ素塗布、フッ素洗口事業を実施します。	継続				
乳幼児健診	乳児・幼児（1 歳 6 か月、2 歳、3 歳）の健診を実施します。	継続				
予防接種	ウイルスや菌による疾病予防を目的に、各種予防接種を実施します。	継続				
健康教室・健康相談・訪問指導	・妊娠期、産後、子育て期、乳幼児期、学童、思春期、成人期を対象とした各種健康教室の実施、健康相談、訪問支援を行います。	継続				

転倒予防教室	・下肢筋力の低下や膝・腰の痛みを持つ者を対象に、筋力アップ運動を実施します。	継続				
シルバースポーツ事業	・運動をすることに支障のない 60 歳以上の者を対象に実施します。 （生涯学習課担当事業）	継続				
ミズナラ倶楽部	・基本チェックリストに該当する高齢者が、介護状態へ移行することを防ぎ介護予防に資する「通いの場」として実施します。	継続				
ふれあい・いきいきサロン事業	・地域住民が主体的に参加しながら、生きがいや健康づくり、高齢者の孤独感や不安感の解消を図ることを目的に、社会福祉協議会に運営を委託して実施します。	継続				
いきいき百歳体操	・身近な地域で住民が主体的に参加できる、介護予防に効果的な運動として開催を支援します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　　容	年次計画				
		R2	R3	R4	R5	R6
ふれあい・いきいきサロン事業	・各地区のサロン開催を支援し、健康に不安のある方がいた場合には、必要に応じて必要な専門職（保健師・運動指導員等）と連携しアドバイスを行います。	継続				
	・運動指導員による介護予防に資する運動を中心とした「運動サロン」を行い、身体機能の維持・向上を図ります。	継続				

相生地区の居酒屋サロン